



事務連絡  
平成 27 年 4 月 3 日

一般社団法人  
全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労働保険徴収課長

平成 27 年度からの労働保険料の算定方法等の周知について（協力依頼）

貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、労働基準行政、とりわけ労働保険制度の運営につきまして、常日頃より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 45 号）が平成 27 年 4 月 1 日より施行され、労災保険率等が改定されたところですが、これに伴いまして平成 27 年度からの労働保険料の算定方法等について別添のとおりリーフレットを作成したところです。

つきましては、貴会におかれましても、会員の方々への周知方、よろしくお取り計らい願います。

# 平成27年4月1日以降に開始される建設の事業は、 労務費率、賃金総額の算定方法などが変わります！

## 1 建設事業の一部について労務費率が変わりました

以下の業種について、平成27年度から適用する労務費率を改定しました。

	31 水力発電施設、ずい道等新設事業	34 鉄道又は軌道新設事業	35 建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	38 既設建築物設備工事業	36 機械装置の組立て又は据付けの事業		37 その他の建設事業
					組立て又は取付けに関するもの	その他のもの	
改定前	18%	23%	21%	22%	38%	21%	23%
改定後	19%	25%	23%	23%	40%	22%	24%

※また、業種によっては、「労災保険率」についても改定されましたので、ご注意ください。

## 2 有期事業における賃金総額の算定方法が変わりました

平成27年4月1日以降に有期事業（一括有期事業を除く）の賃金総額を算定する場合には、請負金額から消費税額分を除いたものに、改定後の労務費率を掛けて算定してください。

(平成27年4月1日以降)

$$\boxed{\text{消費税額を除く請負金額}} \times \boxed{\text{改定後の労務費率}} = \boxed{\text{賃金総額}}$$

### <ご注意>

平成27年4月1日より前に保険関係が成立していた有期事業（一括有期事業を除く）の確定保険料額を出すにあたり、賃金総額を算出する場合は、次のとおりとなります。

▶平成25年10月1日から平成27年3月31日までに保険関係が成立した事業

$$\boxed{\text{消費税額を含む請負金額}} \times \boxed{\text{暫定措置(105/108)}^{\ast 1}} \times \boxed{\text{労務費率}^{\ast 2}} = \boxed{\text{賃金総額}}$$

▶平成24年4月1日から平成25年9月30日までに保険関係が成立した事業

$$\boxed{\text{消費税額を含む請負金額}} \times \boxed{\text{労務費率}^{\ast 2}} = \boxed{\text{賃金総額}}$$

※1 消費税率の引き上げに伴う暫定措置

※2 平成24～26年度に適用されていた労務費率を用いる

◇平成24年4月1日より前に保険関係が成立した有期事業（一括有期事業を除く）については個別にお問い合わせください。

「有期事業の一括」および「単独有期事業のメリット制の適用」については、これまで消費税額を含む請負金額によって要件が定められていましたが、平成27年4月1日以降に開始される事業については、以下のとおり変更となります。

### 3 有期事業の一括の要件が変わりました

平成27年4月1日以降に開始される建設の事業については、消費税額分を除いた請負金額により有期事業の一括の対象となるかを判断します。

(平成27年3月31日以前)

請負金額(税込み)が1億9千万円未満

改正

(平成27年4月1日以降)

請負金額(税抜き)が1億8千万円未満

#### <ご注意>

- ▶平成27年3月31日以前に保険関係が成立している事業については、改正前の要件が適用されます。
- ▶このほか、概算保険料の額が160万円未満であることなどが必要です。  
(これらの要件に変更はありません)

- ・下請負人の請負の事業を分離して、独立の保険関係を成立させるには、有期事業の一括の要件には該当しない規模のものである必要があります。  
このたび、有期事業の一括の要件が改正されたため、下請負事業の分離の要件についても「**請負金額(税込み) 1億9千万円以上**」から「**請負金額(税抜き) 1億8千万円以上**」に変更します。

※下請負事業の分離は、元請負人及び下請負人が都道府県労働局長に対して申請し、認可を得ることが必要です。

### 4 単独有期事業のメリット制の適用要件が変わりました

平成27年4月1日以降に開始される建設の事業については、消費税額分を除いた請負金額によってメリット制の適用対象となるかを判断します。

(平成27年3月31日以前)

確定保険料額が40万円以上または、  
請負金額(税込み)が1億2千万円以上

改正

(平成27年4月1日以降)

確定保険料額が40万円以上または、  
請負金額(税抜き)が1億1千万円以上

#### <ご注意>

平成27年3月31日以前に保険関係が成立している事業については、改正前の要件が適用されます。

詳しくは最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

# 労災保険の料率が変わります

平成27年度から労災保険率、労務費率、第2種・第3種特別加入保険料率を改定します。(雇用保険料率は変更なし)

平成27年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、平成26年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

## ◆労災保険率、労務費率、第2種・第3種特別加入保険料率

### 1. 労災保険率の改定 (単位: 1 / 1,000)

(平成27年4月1日改定)

事業の種類/分類	番号	事業の種類		労災保険率	
				新	旧
林業	02・03	林業		60	60
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)		19	20
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業		38	40
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業		88	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		20	19
	24	原油又は天然ガス鉱業		3	5.5
	25	採石業		52	58
	26	その他の鉱業		26	25
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業		79	89
	32	道路新設事業		11	16
	33	舗装工事業		9	10
	34	鉄道又は軌道新設事業		9.5	17
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)		11	13
	38	既設建築物設備工事業		15	15
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業		6.5	7.5
製造業	41	41	食品製造業(たばこ等製造業を除く)	6	6
		65	たばこ等製造業*		
	42	繊維工業又は繊維製品製造業		4.5	4
	44	木材又は木製品製造業		14	13
	45	パルプ又は紙製造業		7	7.5
	46	印刷又は製本業		3.5	3.5
	47	化学工業		4.5	5
	48	ガラス又はセメント製造業		5.5	7.5
	66	コンクリート製造業		13	13
	62	陶磁器製品製造業		19	19
	49	その他の窯業又は土石製品製造業		26	26
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)		7	6.5
	51	非鉄金属精錬業		6.5	7
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く)		5.5	7
	53	鋳物業		18	17
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く)		10	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く)		6.5	6.5
	55	めつき業		7	7
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く)		5.5	5.5
	57	電気機械器具製造業		3	3
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く)		4	4.5
	59	船舶製造又は修理業		23	23
	60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く)		2.5	2.5
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		3.5	4	
61	その他の製造業		6.5	7	
運輸業	71	交通運輸事業		4.5	4.5
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く)		9	9
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く)		9	11
	74	港湾荷役業		13	16
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業		3	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業		13	12
	91	清掃、火葬又はと畜の事業		12	13
	93	ビルメンテナンス業		5.5	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		7	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業		2.5	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業		3.5	3.5
	99	金融業、保険業又は不動産業		2.5	2.5
94	その他の各種事業		3	3	
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業		49	50

\*平成27年度から、「たばこ等製造業」は「食品製造業」に統合されます。

## 2. 労務費率の改定

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のように改定します。(平成27年4月1日改定)

事業の種類/分類	番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率		
			新	旧	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	18%	
	32	道路新設事業	20%	20%	
	33	舗装工事業	18%	18%	
	34	鉄道又は軌道新設事業	25%	23%	
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%	21%	
	38	既設建築物設備工事業	23%	22%	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	40%	38%
	37	その他の建設事業	22%	21%	
		その他の建設事業	24%	23%	

## 3. 第2種特別加入保険料率の改定 (単位：1 / 1,000)

(平成27年4月1日改定)

事業又は作業の種類/番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	13	14
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	19	19
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	46	45
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52	52
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	7	7
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14	13
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	49	50
特8	労災則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	3	4
特9	労災則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3	4
特10	労災則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	16	15
特11	労災則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	7	8
特12	労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17	16
特13	労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	4	3
特14	労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18	18
特15	労災則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3	4
特16	労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9	9
特17	労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	4	5
特18	労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者）	6	7

4. 第3種特別加入保険料率は、1,000分の4から**1,000分の3**に引き下げとなります。

## ◆平成27年度の雇用保険料率

### 5. 雇用保険料率 (単位：1 / 1,000)

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	雇用保険二事業 の保険料率		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5	8.5	5	3.5	13.5
農林水産 清酒製造の事業	6	9.5	6	3.5	15.5
建設の事業	6	10.5	6	4.5	16.5

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署(労災保険についてののみ)にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ

労働保険制度（制度紹介・手続き案内）

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/9809161.htm>

労働保険制度

検索